

第10回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

新株予約権等の状況

連結注記表

個別注記表

(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2025年9月30日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発 行 決 議 日		2018年6月15日	2019年10月15日
新 株 予 約 権 の 数		2,328個	1,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 232,800株 (新株予約権1個あたり100株)	普通株式 130,000株 (新株予約権1個あたり100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 3,065円 (1株あたり 30.65円)	新株予約権1個あたり 20,000円 (1株あたり 200円)
権 利 行 使 期 間		2020年6月1日から 2028年5月31日まで	2021年10月17日から 2029年10月16日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,948個 目的となる株式数 194,800株 保有者数 2名	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 1名
	社外取締役	-	-
	監 査 役	-	-

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発 行 決 議 日		2021年4月14日	2022年8月24日
新 株 予 約 権 の 数		1,980個	2,910個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 198,000株 (新株予約権1個あたり100株)	普通株式 291,000株 (新株予約権1個あたり100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり 1円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 17,700円 (1株あたり177円)	新株予約権1個あたり 74,400円 (1株あたり 744円)
権 利 行 使 期 間		2023年4月16日から 2031年4月15日まで	2026年1月1日から 2032年9月7日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,800個 目的となる株式数 180,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 1,200個 目的となる株式数 120,000株 保有者数 4名
	社外取締役	-	-
	監 査 役	-	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 1名

		第6回新株予約権	第7回新株予約権
発 行 決 議 日		2023年8月24日	2025年2月14日
新 株 予 約 権 の 数		2,697個	3,710個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 269,700株 (新株予約権1個あたり100株)	普通株式 371,000株 (新株予約権1個あたり100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり100円 (1株あたり 1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり 1円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 63,700円 (1株あたり637円)	新株予約権1個あたり 49,800円 (1株あたり498円)
権利行使期間		2027年1月1日から 2033年9月10日まで	2029年1月1日から 2035年3月6日まで
行使の条件		(注) 5	(注) 6
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,502個 目的となる株式数 150,200株 保有者数 2名	新株予約権の数 1,800個 目的となる株式数 180,000株 保有者数 6名
	社外取締役	-	-
	監査役	-	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名

(注) 1. 第1回新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使期間中に当社が提出した営業報告書[又は、有価証券報告書]に記載される[監査済みの]当社連結損益計算書において、以下の算式に基づく当社時価総額が5億円以上に到達している場合、もしくは上場後の時価総額が5億円に達している場合に、本新株予約権行使することができる。また、国際財務基準の適用等により参照すべき業績の指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を過半数の取締役が定めるものとする。

$$\text{時価総額} = \text{EBITDA} \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}$$

当社が、非上場の場合、下記の算定に基づく1株当たり時価により、当社による自社株買い、もしくは既存株主、当社関係会社による引き受けを行うものとする。

$$1 \text{株当たり時価} = (\text{EBITDA} \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}) \div \text{既発行株式数}$$

②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当子会社の取締役、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権行使できなくなるものとする。

- ③上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権行使することができる。
- ④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権行使することができる。
- ⑤上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権行使することができる。
- ⑥上記⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- ⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権行使することはできない。
- ⑧本新株予約権者は、以下の(ア)乃至(カ)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権行使できなくなるものとする。
- (ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- (イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- (ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- (エ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- (オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (カ) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

2. 第2回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ③上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ⑤上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ⑥上記⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- ⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- ⑧本新株予約権者は、以下の(ア)乃至(カ)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
- (イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- (ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

- (工) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- (才) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (力) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

3. 第4回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ③上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ⑤上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ⑥上記⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- ⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- ⑧本新株予約権者は、以下の(ア)乃至(カ)に掲げる各号の一に該当した場合は、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- (ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
- (イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- (ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- (エ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- (オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (カ) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

4. 第5回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、5,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ②新株予約権者は、新株予約権の割当日から2024年9月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 第6回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、2026年9月期から2028年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、6,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な

影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の割当日から2025年9月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 第7回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、2028年9月期から2032年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、11,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ②上記①の条件達成に加えて、新株予約権の割当日から行使期間の終期までにおいて、東京証券取引の普通取引における当社普通株式の終値が下記(a)から(c)に記載した条件を充たした場合にのみ、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）のうち最も高い割合を乗じて算出された数（計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。）を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づく行使価額の調整を行う場合には、下記(a)から(c)に記載する金額も、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。
 - (a)1,000円/株 以上となった場合：行使可能割合40%
 - (b)1,500円/株 以上となった場合：行使可能割合70%
 - (c)2,000円/株 以上となった場合：行使可能割合100%
- ③新株予約権者は、新株予約権の割当日から2027年9月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを

要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第7回新株予約権
発 行 決 議 日	2025年2月14日	
新 株 予 約 権 の 数	3,740個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 374,000株 (新株予約権1個あたり100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり49,800円 (1株あたり498円)	
権 利 行 使 期 間	2029年1月1日から 2035年3月6日まで	
行 使 の 条 件	(注)	
使 用 人 へ の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 880個 目的となる株式数 88,000株 保有者数 13名
	子会社の役員及び使 用 人	新株予約権の数 960個 目的となる株式数 96,000株 保有者数 12名

(注) 第7回新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、2028年9月期から2032年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、11,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

②上記①の条件達成に加えて、新株予約権の割当日から行使期間の終期までにおいて、東京証券取引の普通取引における当社普通株式の終値が下記(a)から(c)に記載した条件を充たした場合にのみ、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）のうち最も高い割合を乗じて算出された数（計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。）を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使に際して出資

される財産の価額又はその算定方法に基づく行使価額の調整を行う場合には、下記(a)から(c)に記載する金額も、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。

- (a) 1,000円/株 以上となった場合：行使可能割合40%
- (b) 1,500円/株 以上となった場合：行使可能割合70%
- (c) 2,000円/株 以上となった場合：行使可能割合100%

③新株予約権者は、新株予約権の割当日から2027年9月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数・・・6社
- ② 連結子会社の名称

Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.

Hybrid Techno Camp Co., Ltd.（2021年5月14日に解散及び清算を決議し、清算手続き中であります。）

株式会社ハイブリッドテックエージェント

Wur株式会社

ドコドア株式会社

株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング

なお、当連結会計年度において、株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの株式の100%を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(3) 会計方針に関する事項

① 連結の基礎

当社グループの連結計算書類は、当社及び子会社の計算書類を含めております。子会社とは、当社グループにより支配されている企業（組成された事業体を含む）であります。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに晒されている、又は変動リターンに対する権利を有している場合で、その企業に対するパワーにより、当該変動リターンに影響を与えることができる場合には、当社グループはその企業を支配しております。子会社の計算書類は、支配獲得日から支配を喪失する日までの間、当社グループの連結計算書類に含まれております。

子会社の計算書類は親会社と統一された会計方針を適用しております。当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。なお、子会社の決算日は、当社の決算日と一致しております。子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。子会社の包括利益は非支配持分が負となる場合であっても親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

② 企業結合

(I) 共通支配下の企業以外との企業結合

当社グループは、取得法を適用して各企業結合を会計処理しております。企業結合で移転された対価は、移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び取得企業が発行した資本持分の取得日の公正価値の合計額として測定され、該当する場合は条件付対価を含めております。企業結合により取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を、取得日の公正価値で測定しております。企業結合における取得関連費用は発生時に費用処理しております。

取得日時点における移転された対価、すべての非支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業の資本持分の総額が、識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の金額を超過した差額を、のれんとして認識しております。一方、この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が連結決算日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

(II) 共通支配下の企業との企業結合

共通支配下における企業結合とは、企業結合当事企業もしくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合であります。

当社グループでは、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理を行っております。

③ 金融商品

(I) 金融資産

当社グループは、通常の方法によるすべての金融資産の売買は、原則として約定日に認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、関係する市場における規則又は慣行により一般に定められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却をいいます。

(i) 金融資産の分類及び測定

当社グループでは、金融商品について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCI金融資産）又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）に分類しております。

(a) 債却原価で測定する金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、金融資産を保有していること
- ・金融資産の契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値に取引費用を加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。また、利息収益及び認識の中止に係る利得又は損失は当期の純損益として測定しております。

(b) FVTOCI金融資産

当社グループは、公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するFVTOCI資本性金融資産に指定、分類しております。

FVTOCI資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取引に直接起因する取引費用を加算して測定しております。当初認識後の公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に計上しております。また、当該金融資産の認識を中止した場合及び公正価値の著しい下落がある場合には、その他の包括利益累計額を直ちに利益剰余金に振り替えております。

FVTOCI資本性金融資産に係る受取配当金は、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて、配当受領権が確定した時点で金融収益として認識しております。

(c) FVTPL金融資産

当社グループは、上記の償却原価で測定する金融資産又はFVTOCI金融資産に分類されない金融資産を、FVTPL金融資産に分類しております。

FVTPL金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益及び利息収益を純損益として認識しております。

(ii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。

貸倒引当金の変動は純損益に計上しております。

当初認識後は、報告日において、金融資産を次の3つのステージに分類し、それぞれ以下のとおり、予想信用損失を測定しております。

	説明	予想信用損失の測定方法
ステージ1	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大していないもの	12ヶ月の予想信用損失
ステージ2	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大しているもの	全期間の予想信用損失
ステージ3	信用減損の証拠がある金融商品	全期間の予想信用損失

当社グループでは、原則として契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増大していると判断しており、支払期限を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております（単純化したアプローチ）。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いております。なお、当社グループは、営業債権の予想信用損失を見積もる際に、予想信用損失の引当マトリクスを用いた実務上の簡便法を採用しております。

また、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、あるいは、金融資産が譲渡され、その金融資産の所有に係るリスク及び経済価値のほとんどすべてが移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(II) 金融負債

(i) 金融負債の分類及び測定

当社グループは、金融負債を償却原価で測定する金融負債又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（FVTPL金融負債）に分類しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

当社グループは、以下のものを除くすべての金融負債を、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

- ・FVTPL金融負債（デリバティブ負債を含む。）
- ・金融保証契約
- ・企業結合において認識した条件付対価

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値から取引費用を減算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) FVTPL金融負債

FVTPL金融負債は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の変動はヘッジ会計の要件を満たしている場合を除き、純損益として認識しております。

(ii) 認識の中止

当社グループは、金融負債の義務が履行されたか、免責、取消し、又は失効した場合に当該金融負債の認識を中止しております。

(III) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産と金融負債は、当社グループが認識された金額を相殺する強制可能な法的権利を有し、かつ純額ベースで決済する又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で認識しております。

④ 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手元預金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

⑤ 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除却及び原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、取得原価から残存価額を控除した償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。

減損については、「⑨非金融資産の減損」に記載のとおりです。

主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物 3-15年
- ・器具及び備品 2-15年

⑥ のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「②企業結合」に記載しております。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。のれんの減損テスト及び減損損失の測定については「⑨非金融資産の減損」に記載のとおりです。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。また、のれんは、連結財政状態計算書において、取得価額から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑦ 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に資産の取得に直接起因する費用を含む取得原価で測定しております。また、のれんとは別に企業結合で取得した識別可能な無形資産は、支配獲得日の公正価値で測定しております。自己創設無形資産は、資産化の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、償却可能額を見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。償却方法及び見積耐用年数は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。

減損については、「⑨非金融資産の減損」に記載のとおりです。

主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 3—12年

⑧ リース（当社グループが借手となるリース取引）

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

なお、契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを評価するために、当社グループは、契約が特定された資産の使用を含むか、当社グループが使用期間全体にわたり資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているか、及び当社グループが資産の使用を指図する権利を有しているかについて検討しております。

リースの契約時に、短期リース及び原資産が少額であるリース以外のリース構成部分について、使用権資産及びリース負債を認識しております。リース開始日において、使用権資産は取得原価で、リース負債は同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。

使用権資産の取得原価は、リース負債の当初測定額、当初直接コスト、前払リース料等の調整額で構成されております。また、リース料の現在価値を算定する際に使用する割引率には、リースの計算利子率が容易に算定できる場合、当該利子率を使用し、そうでない場合は追加借入利子率を使用しております。

リース期間はリースの解約不能期間に、リースを延長するオプションの対象期間（当社グループが当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）、リースを解約するオプションの対象期間（当社グループが当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）を加えたものとして決定しております。

開始日後において、使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。ここで、使用権資産を減価償却する際には、IAS第16号「有形固定資産」の減価償却の要求事項を適用しております。また、減損しているかどうかを判定し、識別された減損損失を会計処理する際には、IAS第36号「資産の減損」を適用しております。

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに当社グループに移転する場合又は借手の購入オプションの行使が合理的に確実な場合には、開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、それ以外の場合には、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時、又はリース期間の終了時のいずれか早い方までにわたり、定額法により実施しております。

開始日後において、リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額しております。また、リース料の変動又はリースの条件変更を反映するか、又は改訂後の実質

上の固定リース料を反映するように帳簿価額を再測定しております。当社グループは、短期リース又は原資産が少額であるリースに関連したリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法で費用認識しております。

⑨ 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、毎期、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候がある場合には、当該資産の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産並びに未だ利用可能でない無形資産は、償却を行わず、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しており、当該資金生成単位は内部報告目的で管理されている最小の単位で、事業セグメントの範囲内となっております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益に認識しております。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分されております。

過年度に認識した減損損失については、決算日において、減損の戻入れの兆候の有無を判定しております。減損の戻入れを示す兆候があり、個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを認識しております。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。

⑩ 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間価値とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

当社グループは、引当金として、主に資産除去債務、補償対策引当金、及び事業構造改善引当金を認識しております。

⑪ 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行われず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

⑫ 収益

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益の主要な区分ごとの収益認識基準は以下のとおりです。

(I) ストックサービス提供による収益

ストックサービスとは、日本国内で弊社所属のプロジェクトマネージャーおよびシステムエンジニアをアサインし、要件の整理や仕様の確定業務を行うとともに、ベトナム国内に顧客専属の開発チームを組織することで、顧客が自社開発チームと同じように、柔軟かつスピーディーに開発を進めることができるサービスです。

ストックサービスの提供を収益の源泉とする取引は、契約期間で発注する仕事量の最低保証を行う契約に基づく取引が含まれております。このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

(II) フローサービス提供による収益

フローサービスとは、開発案件ごとに設計、仕様、デザインなどに基づいて顧客と開発契約を締結し、開発案件の上流工程から下流工程までの包括的なプロセスで品質を担保した成果物を納品する開発サービスです。

フローサービスの提供を収益の源泉とする取引は、顧客の要求する要件を満たすソフトウェアを開発し、納品する契約に基づく取引が含まれております。このような取引については、開発の進捗に応じて顧客の資産が増加するとともに顧客が当該資産の支配を獲得するため、これに応じて当社グループの履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実績発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。顧客に請求する日より先に認識された収益は、契約資産として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

収益認識及び受注損失引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
一定の期間にわたり収益認識した金額のうち当連結会計年度末の残高（契約資産）	6,538
受注損失引当金	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが提供するサービスのうち、フローサービスは、受託開発型のサービスであり、開発の進捗に応じて顧客の資産が増加するとともに顧客が当該資産の支配を獲得するため、これに応じて当社グループの履行義務が充足されていくものと判断しております。そこで、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実績発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。そのため、収益額の測定には見積りが伴います。

また、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。そのため、受注損失引当金の測定にも、見積りが伴います。

今後の開発業務の進捗に伴い、予想し得ない工数の大幅な増加等により当該見積りが変更された場合、翌連結会計年度以降の当社グループの連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	222,906

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有する公正価値で測定する投資有価証券が、活発な市場における公表価格によって測定できない場合には、観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値を用いて評価しております。観察不能なインプットを含む評価技法によって算定される公正価値は、適切な基礎率、事業計画の仮定及び採用する計算モデルの選択など、当社グループの経営者による判断や仮定を前提としております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況の変化等により、金融商品の公正価値の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

のれんの評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	1,113,000

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれん及び無形資産について、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑨ 非金融資産の減損」に従って、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い金額としております。使用価値は、貨幣の時間価値及び個別資産又は資金生成単位に固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した割引率を用いて、見積将来キャッシュ・フローを割引いて算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにあたって利用する事業計画は、原則として5年を限度としております。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュ・フローの成長率は、資金生成単位が属する市場もしくは国の平均成長率を勘案して決定しております。割引率は、各資金生成単位の加重平均資本コスト等を基礎に算定しております。将来の事業計画、成長率、割引率等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	195,835千円
使用権資産	156,129千円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,455,548株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 592,800株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ROE及びEPS等であります。これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

②財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

③信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

④流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

⑤為替リスク管理

当社グループは、日本とベトナムで事業を展開しており、当社グループの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引及びグループ間取引の結果、為替の変動リスクに晒されております。

当社グループは、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

⑥金利リスク

当社グループの有利子負債のうち変動金利のものは、金利の変動リスクに晒されております。

当社グループは、金利変動リスクを低減するため、変動金利の有利子負債について金利変動をモニタリングし、急激な金利変動時には借換を行うなどして金利リスク管理を行う方針であります。

なお、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えているため、金利感応度分析は行っておりません。

(2)金融商品の公正価値時価等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

金融商品のレベル間の振替は、各連結会計年度末において認識しております。なお、当連結会計年度においてレベル1、2及び3の間の振替はありません。

① 債却原価で測定される金融商品

債却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
その他の金融資産	71,593	68,361

(注) 短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上表に含めておりません。

上記の金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

(その他の金融資産)

敷金、保証金及び預託金により構成されており、契約期間に応じて国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により、公正価値を見積っており、レベル2に分類しております。

② 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	—	—	28,428	28,428
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	—	—	194,478	194,478
合計	—	—	222,906	222,906

資本性金融商品のうち非上場株式については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。非上場株式の公正価値測定にあたっては、割引率、EBITDA倍率等の観察可能でないインプットを利用しておおり、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、ハイブリッド型サービスによる単一事業分野において事業活動を行っており、売上収益の内訳は下記のとおりであります。

(単位：千円)

売上収益の区分	当連結会計年度
ストックサービス	2,551,502
フローサービス	473,241
合計	3,024,742

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑫ 収益」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	283,620
契約資産	6,538
契約負債	28,687

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、60,149千円であります。

契約資産は、フローサービス提供による収益について、一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する当社グループの権利であり、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。顧客との契約から生じた債権は、履行義務の充足後、別途定める支払条件により、主として1年以内に対価を受領しています。

また、当社グループの顧客との契約から生じた債権に重要な金融要素はありません。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。
また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

③契約コストから認識した資産

当社グループにおいて、契約の獲得または履行のコストから認識した資産はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	186円16銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	1円64銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(NGS Consulting Joint Stock Companyの株式取得による企業結合)

当社は、2024年12月16日付「ベトナム国内への事業展開に向けたNGSC社の株式取得（連結子会社化）に関する基本合意のお知らせ」で公表しましたNGS Consulting Joint Stock Company（以下、NGSC社）の株式取得に関し、2025年4月30日開催の取締役会において決議し、同日付で締結した株式譲渡契約及びNGSC社の運営に関する株主間契約に基づき、2025年10月1日に同社の発行済株式の40%を取得いたしました。また、株主間契約の締結により、当社がNGSC社の取締役の指名権を持つこと、当社の意思を反映したNGSC社の運営を行うことなどについて、NGSC社の他の株主と合意し、これらの条件によって、実質支配力基準に基づき、NGSC社を当社の連結子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：NGS Consulting Joint Stock Company

事業の内容：ITコンサルティング、IT開発及びシステム導入支援

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、2024年11月14日に発表した2024年9月期決算発表、及び2024年11月29日に公開した「事業計画及び成長可能性に関する事項」にて定義した新たな成長戦略として、

- ・既存事業における開発対応領域の拡大
- ・顧客に提供するソリューションの拡大
- ・サービスを提供するマーケットの拡大

の3つの軸で事業拡大を図り、「グローバルIT総合サービス」の提供を目指すこととしています。

NGSC社は、当社が株式を取得する以前において、NGS Telecommunication and Equipment Joint Stock Companyの子会社であり、ヴィエティンバンク（銀行）や、ベトナム航空等、各業種のベトナム国内大手顧客に対する、ERP、クラウド、CRMなどの幅広いソリューションを用いた開発・導入支援、トレーニングやオペレーション支援等の豊富なコンサルティング実績を誇っております。

同社は、2018年の設立から、顧客の需要に合致するシステムの導入コンサルティング領域を軸に事業領域の拡大を続け、現在は400名規模の事業体制を構築しております。MicrosoftやDell、SAP、Wolters Kluwer、FINASTRA等の世界的に展開するソリューションプロバイダのパートナー

認証を取得し、その豊富な実績からMicrosoft Partner of the Year賞やBest Success Factors (HXM) Partner賞を受賞するなど、プロバイダからも高く評価されております。このような幅広いソリューションの提供体制のもと、同社はエネルギー、銀行・金融、航空、製造業などを中心に、各業界のベトナム国内大手企業に対し、150件以上の支援実績を有しております。

顧客に提供するソリューションの拡大、及び日本国外マーケットへの進出を目指む当社が、ベトナム国内で様々なソリューションの提供実績を有するNGSC社の株式を取得することで、当社の成長を力強く推進することができること、また、日本国内への事業展開を目指しているNGSC社にとっても当社グループの事業ネットワークとの協業が有効に機能すると見込まれることから、両社の成長戦略を相互にサポートできる有力なパートナーになり得ると考え、NGSC社の株式取得に至りました。

(3) 取得日

2025年10月1日

(4) 被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後の企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権付資本持分の割合

40%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式（議決権40%）を取得し、実質支配力基準により子会社化したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得の対価	現金	320億VND (184,035千円)
取得原価		320億VND (184,035千円)

なお、条件付対価契約が含まれており、取得の対価に一定の調整が行われる可能性があります。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	24,139 千円
------------	-----------

4. 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値
現時点では確定しておりません。

(親会社及びその他の関係会社の異動)

2025年10月1日付で、当社のその他の関係会社であった株式会社エアトリ（以下「エアトリ社」）が、以下のとおり、その他の関係会社に該当しないこととなると共に、当社の親会社に該当することとなりました。

1. 異動の理由

エアトリ社と、当社の主要株主であり、その他の関係会社であるSoltec Investments Pte. Ltd.（以下「Soltec社」）は2025年8月21日、当社の議決権の行使に際して、エアトリ社の意思と同一の内容の議決権行使することに同意しました。

これにより、2025年10月1日以降、エアトリ社の当社に対する実質的な支配が認められることから、当社はエアトリ社の連結子会社及び特定子会社と判断されることとなりました。

2. 株式会社エアトリの概要

名称：株式会社エアトリ

事業の内容：エアトリ旅行事業、ITオフショア開発事業、訪日旅行事業・Wi-Fiレンタル事業、メディア事業、投資事業（エアトリCVC）、地方創生事業、クラウド事業、マッチングプラットフォーム事業、CXOコミュニティ事業、HRコンサルティング事業、航空会社総代理店事業、レンタカー事業、海外ツアー事業、法人DX推進事業・ヘルスケア事業、人材ソリューション事業、クリエイティブソリューション＆DX事業、AIロボット事業、ゴルフインターフェース事業、外貨自動両替機事業、町家宿泊・日本文化体験事業。

3. 異動前後における株式会社エアトリの所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）（注2）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2025年9月30日現在)	その他の 関係会社	31,151 (27.20%)	3,500 (3.06%)	34,651 (30.26%)
異動後	親会社	31,151 (27.20%)	3,500 (3.06%)	34,651 (30.26%)

- (注) 1. 本件は、当社の議決権行使に関して、当社の主要株主であるSoltec社（議決権34.52%）が、エアトリ社の意思と同一の内容の議決権行使することに同意したことによるものであり、保有株式数、議決権数の変動はありません。
2. 2025年9月30日時点の総議決権数に対する割合を記載しています。

4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

本件異動後は、新たに当社の親会社となるエアトリ社が、当社に与える影響が最も大きくなるため、Soltec社は開示対象となる非上場の親会社等から除かれることとなります。なお、エアトリ社は東京証券取引所に上場しているため、本件異動後、開示対象となる非上場の親会社等はありません。

9. その他の注記

(株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの株式取得による企業結合)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、IF Business Consulting株式会社（以下「IFBC社」）が運営する経営コンサルティング事業を分社型分割し、新たに設立した株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの全株式を取得し、子会社化いたしました。

（1）企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング

事業の内容：経営コンサルティング事業

②企業結合を行った主な理由

当社が顧客に提供する「ハイブリッド型サービス」は、顧客の上流工程を担う日本人のプロジェクトマネージャー、実装工程を担うベトナムの豊富なIT人材、日本に常駐し双方の橋渡し役となるベトナム人のブリッジエンジニアを柱に、顧客のプロダクト開発を一気通貫で行う体制を備えております。さらに、今後は「既存事業における開発対応領域の拡大」「顧客に提供するソリューションの拡大」「サービスを提供するマーケットの拡大」の3つの成長の軸で事業を拡大し、「グローバルIT総合サービス」の提供を目指しています。これらのうち、「開発対応領域の拡大」において、2024年4月には新規事業立ち上げやDX戦略コンサルティング領域に強みを持つWur株式会社をグループに迎えることで、サービス開発における上流工程への対応力を拡充しました。

本株式取得においてIFBC社から分割され、被取得企業に継承された経営コンサルティング事業では、顧客の事業戦略、基幹システムの導入、大規模なPMO、業務改善などを支援しています。主に国内大手コンサルティング会社との協業関係を通じた豊富な支援実績を持ち、多種多様なキャリアや知見を有するコンサルティング人材と、顧客の課題の間での高精度なマッチングによる、高い継続率やリピート率を誇っております。様々な需要に対応できる多様なコンサルティング人材へのアクセスと、高い継続率を実現するコンサルティング人材と案件の高いマッチング精度を強みとする被取得企業が当社グループに参画することで、顧客のサービス開発よりもさらに上流にある経営戦略、DX戦略からサービスの開発、運用までを網羅する包括的な支援を可能とし、高いシナジーを発揮できっと見込んでおります。その結果、当社グループの非連続な成長に寄与すると判断し、被取得企業の株式取得に至りました。

③取得した議決権付資本持分の割合
100%

④取得日
2025年8月15日

⑤被取得企業の支配の獲得方法
現金を対価とした株式の取得

(2) 取得対価の公正価値及びその内訳

	金額 (千円)
現金	323,958
合計	323,958

(注) 当企業結合に係る取得関連コストは、3,094千円であり、連結損益計算書上の
「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

	金額 (千円)
現金	323,958
支払対価の合計	323,958
取得資産及び引受負債の公正価値	
営業債権	13,654
顧客関連資産	48,000
その他の資産	3,386
その他の負債	△27,800
純資産	37,241
のれん	286,717
合計	323,958

- (注) 1. 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。当連結会計年度末において、資産及び負債の公正価値を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っております。
2. 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び、回収不能見込額
取得した営業債権及びその他の債権の公正価値13,754千円について、契約金額の総額は13,754千円であり、回収不能と見込まれるものはありません。
3. のれん
のれんは、個別に識別要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力です。認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

(4) 取得に伴うキャッシュ・フロー

	金額 (千円)
支払対価の公正価値の合計	323,958
合計	323,958

(5) 業績に与える影響

取得日以降に被取得企業から生じた売上収益及び当期利益は、連結損益計算書に与える影響が軽微のため記載を省略しております。

(6) 企業結合が期首に完了したと仮定した場合の連結に与える影響（プロフォーマ情報）

企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当社グループの売上収益及び当期損益は、それぞれ3,059,852千円、58,745千円であったと算定されます。このプロフォーマ情報は概算額であり監査証明を受けておりません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、連結子会社に対してシステム開発支援サービスを提供しております。当該サービスの履行義務は、当社グループが提供するハイブリッド型サービスの一部として、主としてシステムエンジニア等の労働力を契約期間にわたって連結子会社に提供することあります。当社は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて収益を認識しております。

(6) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項

ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適正指針」

（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

関係会社株式及び投資有価証券の回収可能価額

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
関係会社株式	1,156,071
投資有価証券	274,053

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の関係会社株式及び投資有価証券は、いずれも市場価格のない株式等であり、その投資先の多くは事業の立ち上げ段階にあり、超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額よりも高い価額で株式を取得しております。

当該株式は、超過収益力を加味して実質価額を算定し、減損の要否の判定を行っております。超過収益力を反映した実質価額の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。将来キャッシュ・フローの見積りは、投資先企業の事業計画を基礎としております。また、超過収益力の毀損の有無の判断にあたっては、投資時の事業計画の達成状況や将来の成長性及び業績に関する見通し等を総合的に勘案して検討しております。

この判断にあたっての主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高成長率及び営業利益率であります。上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関係会社株式	208,000千円
--------	-----------

担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	66,666千円
--------------	----------

長期借入金	66,666千円
-------	----------

計	133,333千円
---	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	17,160千円
--------------------	----------

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	430,307千円
----------	-----------

② 短期金銭債務	301,341千円
----------	-----------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 762,319千円

仕入高・販売費及び一般管理費 38,683千円

営業取引以外の取引高

1,493千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産の概要

用途	場所	種類
本社事務所	東京都中央区	建物
		工具器具備品
		資産除去債務対応資産

② 減損損失の認識に至った経緯

本社事務所の固定資産につきまして、本社移転を決定したことにより将来の使用が認められなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上いたしました。

③ 資産のグルーピング方法

当社は他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

④ 減損損失の金額

種類	(千円)
建物	13,200
工具、器具及び備品	10,123
資産除去債務対応資産	4,212
合計	27,536

⑤ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により算定しておりますが、移転に伴う原状回復義務による廃棄が見込まれるため、回収可能価格をゼロとしております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

80株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	6,666千円
投資有価証券(減損損失)	25,684千円
有形固定資産(減損損失)	8,431千円
資産除去債務	4,268千円
未払事業税	1,708千円
賞与引当金繰	1,524千円
その他	511千円
繰延税金資産小計	48,795千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△28,258千円
繰延税金資産合計	20,537千円
繰延税金負債	
固定資産	△3,419千円
無形資産	△5,023千円
その他	△986千円
繰延税金負債合計	△9,429千円
繰延税金資産(負債)の純額	11,108千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）の成立に伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」が課されることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度に適用した場合の影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社、子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.	所有直接100%	ソフトウェア開発・営業サポート業務委託契約の締結資金の貸付契約の締結役員の兼任	ソフトウェア開発・営業サポート業務委託契約	762,319	売掛金	420,995
				債権回収代行	1,282,396	預り売上	300,945
				貸付の回収	123,373	—	—
				利息の受取(注)	712	—	—
子会社	ドコドア株式会社	所有直接90%	資金の貸付契約の締結役員の兼任	資金の回収	50,000	—	—
				利息の受取(注)	548	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付金の貸付利息は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 170円04銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △15円27銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。